

## ひなたのチカラ林業経営者登録審査要領

平成 30 年 11 月 28 日  
宮崎県山村・木材振興課

(目的)

第 1 条 この要領は、ひなたのチカラ林業経営者登録・公表実施要領（以下「実施要領」という。）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 3 項の規定に基づき、審査に当たっての登録基準等、必要な事項を定めるものとする。

(登録認定の審査)

第 2 条 知事は、次に掲げる申請等があったときは、登録の可否を審査するものとする。

- (1) 実施要領第 4 条に規定する申請
- (2) 実施要領第 5 条に規定する推薦
- (3) 実施要領第 9 条に規定する届出

(審査項目及び配点)

第 3 条 審査項目は、次に掲げるものとし、別表の「ひなたのチカラ林業経営者審査項目及び配点」に基づき審査を行い、素材生産を行う林業経営体にあつては素材生産及び造林・保育ごとの総得点がそれぞれ 100 点以上、造林・保育のみを行う林業経営体にあつては造林・保育の総得点が 100 点以上の場合は、ひなたのチカラ林業経営者として登録を認めることとする。

ただし、次の各審査項目のうち 1 つでも基準点を下回る場合は、この限りではない。

- (1) 素材生産の生産量若しくは生産性の増加又は経営管理の対象となる森林の確保  
(素材生産)
- (2) 生産管理又は原木の安定供給・流通合理化等(素材生産)
- (3) 主伐後の再造林の確保(素材生産、造林・保育)
- (4) 造林・保育の省力化・低コスト化(造林・保育)
- (5) 素材生産や造林・保育を実施するための実行体制の確保(素材生産、造林・保育)
- (6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等(素材生産、造林・保育)
- (7) 雇用管理の改善と労働安全対策(素材生産、造林・保育)
- (8) 林業経営者の森林施業に関する情報の内容(素材生産、造林・保育)
- (9) 常勤役員の設置(素材生産、造林・保育)
- (10) コンプライアンスの確保(素材生産、造林・保育)

附 則

この要領は、平成 30 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

ひなたのチカラ林業経営者審査項目及び配点

(別表)

○素材生産

番号	審査項目	基準点	区分	審査細目	目標等	点数	備考
1	素材生産の生産量又は生産性の増加	10	(共通)	①素材生産量	年間3,000m <sup>3</sup> 以上	10	(他者への請負により生産した木材を含む。)
			(直営)	②主伐生産性	7m <sup>3</sup> /人・日以上(既に7m <sup>3</sup> /人・日以上の場合は現状以上)		(該当する場合)
			(直営)	③間伐生産性	4m <sup>3</sup> /人・日以上(既に4m <sup>3</sup> /人・日以上の場合は現状以上)		(該当する場合)
	(請負)		④上記①②③の目標を有している林業経営者への請負	努める	(該当する場合)		
	経営管理の対象となる森林の確保	(共通)	⑤経営管理の対象となる森林面積	5年間で約2割又は3年間で約1割以上増加(既に30ha以上取得している場合は現状以上)	10	(該当する場合)	
2	生産管理又は原木の安定供給・流通合理化等	10	(直営)	①以下のア、イへの取組 ア 作業日報の作成・分析による進捗管理・工程の見直し イ 作業システムの改善	実施済 (1年以内に実施予定を含む。)	10	(該当する場合)
			(請負)	②上記①ア、イに取り組む請負者(林業経営者)に対する働きかけ	実施済 (1年以内に実施予定を含む。)		(該当する場合)
			(共通)	③以下のア、イへの取組(ア、イのうちどちらか1つ以上) ア 製材工場等需要者との直接的な取引 イ 取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷	実施済 (1年以内に実施予定を含む。)		10
3	主伐後の再造林の確保	15	(共通)	①再造林率	再造林率90%以上	15	(直営+請負+協定等)による再造林率
5	素材生産や造林・保育を実施するための実行体制の確保	25	(共通)	①素材生産実績(3年間実績)	有	10	
			(共通)	②経常損益(直近3年間実績)	黒字	10	
			(共通)	③森林施業プランナー等の雇用等(有資格者又は研修受講者)	雇用済 (計画期間内に雇用する場合を含む。)	5	
			(共通)	④市町村長からの推薦	有	10	
6	伐採・造林に関する行動規範の策定等	15	(直営)	①行動規範の策定(所属する団体、行政が定めた行動規範やガイドラインの遵守を約束することを含む。)	策定済 (1年以内に策定予定を含む。)	5	(該当する場合)
			(直営)	②行動規範等遵守のための取組(研修等)	実施済 (1年以内に実施予定を含む。)	5	(該当する場合)
			(直営)	③森林所有者への書面による取引条件の明示	実施済	5	(該当する場合)
			(請負)	④行動規範策定及びその遵守のための取組(研修等)に関する請負者(林業経営者)への働きかけ	実施済 (1年以内に実施予定を含む。)	10	(該当する場合)
			(請負)	⑤森林所有者及び請負事業者への書面による取引条件の明示	実施済	5	(該当する場合)
7	雇用管理の改善と労働安全対策	15	(直営)	①労働保険、社会保険、退職金共済制度の加入	常時雇用者に労働保険、社会保険、退職金共済制度の全てを適用 (1年以内に全て適用予定を含む。)	5	(該当する場合)
			(直営)	②県・林災防・労働局等が主催する各種安全研修等の受講	受講済 (1年以内に受講予定を含む。)	5	(該当する場合)
			(直営)	③過去3年以内の林業労働災害の発生の有無	発生していない (適切な再発防止策を講じている場合も含む)	5	(該当する場合)
			(請負)	③請負者(林業経営者)に対する雇用改善や労働安全対策の働きかけ	実施済 (1年以内に実施予定を含む。)	10	(該当する場合)
			(請負)	③過去3年以内の林業労働災害の発生の有無	発生していない (適切な再発防止策を講じている場合も含む)	5	(該当する場合)
8	コンプライアンスの確保	10	(共通)	①個人情報の取扱に関する要領等の整備	整備済	10	
9	林業経営者の森林施業に関する情報の内容	0	(共通)	①不適正な森林施業に関する情報	有	-30	

※審査細目欄に掲げる項目について、目標等欄に掲げるものを満たす場合に限り、点数欄に掲げる点数を付与するものとする(8①を除く。)

※8①については、審査細目に掲げる項目に該当する場合は、点数欄に掲げる点数を減じるものとする。

※6及び7について、直営に加えて他者への請負により実施する場合は、「直営」「請負」の点数をそれぞれ半分とする。

※市町村長からの推薦や不適正な森林施業に関する情報が複数の場合も点数欄に掲げる点数とする。

ひなたのチカラ林業経営者審査項目及び配点

(別表)

○造林・保育

番号	審査項目	基準点	区分	審査細目	目標等	点数	備考
3	主伐後の再造林の確保	15	(共通)	①造林・保育	造林・保育を実施	15	(直営+請負+協定等)
4	造林・保育の省力化・低コスト化	20	(直営)	①以下のアからエのいずれか1つ以上実施 ア 一貫作業システムの導入 イ コンテナ苗の使用 ウ 低密度植栽 エ 下刈りの省力化	実施済 (1年以内に実施予定を含む。)	20	(該当する場合) ア～エについて1項目以上に取り組んでいること(取り組むこと)
			(請負)	②請負者(林業経営者)に対する造林作業の低コスト化の働きかけ	実施済 (1年以内に実施予定を含む。)	20	(該当する場合)
5	素材生産や造林・保育を実施するための実行体制の確保	25	(共通)	①造林・保育実績(3年間実績)	有	10	
			(共通)	②経常損益(直近3年間実績)	黒字	10	
			(共通)	③森林施業プランナー等の雇用等(有資格者又は研修受講者)	雇用済 (計画期間内に雇用する場合を含む。)	5	
			(共通)	④市町村長からの推薦	有	10	
6	伐採・造林に関する行動規範の策定等	15	(直営)	①行動規範の策定(所属する団体、行政が定めた行動規範やガイドラインの遵守を約束することを含む。)	策定済 (1年以内に策定予定を含む。)	5	(該当する場合)
			(直営)	②行動規範等遵守のための取組(研修等)	実施済 (1年以内に実施予定を含む。)	5	(該当する場合)
			(直営)	③森林所有者への書面による取引条件の明示	実施済	5	(該当する場合)
			(請負)	③行動規範策定及びその遵守のための取組(研修等)に関する請負者(林業経営者)への働きかけ	実施済 (1年以内に実施予定を含む。)	10	(該当する場合)
			(請負)	⑤森林所有者及び請負事業者への書面による取引条件の明示	実施済	5	(該当する場合)
7	雇用管理の改善と労働安全対策	15	(直営)	①労働保険、社会保険、退職金共済制度の加入	常時雇用者に労働保険、社会保険、退職金共済制度の全てを適用 (1年以内に全て適用予定を含む。)	10	(該当する場合)
			(直営)	②県・林災防・労働局等が主催する各種安全研修等の受講	受講済 (1年以内に受講予定を含む。)	5	(該当する場合)
			(請負)	③請負者(林業経営者)に対する雇用改善や労働安全対策の働きかけ	実施済 (1年以内に実施予定を含む。)	10	(該当する場合)
			(請負)	③過去3年以内の林業労働災害の発生の有無	発生していない (適切な再発防止策を講じている場合も含む)	5	(該当する場合)
8	コンプライアンスの確保	10	(共通)	①個人情報の取扱に関する要領等の整備	整備済	10	
9	林業経営者の森林施業に関する情報の内容	0	(共通)	①不適正な森林施業に関する情報	有	-30	

※審査細目欄に掲げる項目について、目標等欄に掲げるものを満たす場合に限り、点数欄に掲げる点数を付与するものとする(8①を除く。)

※8①については、審査細目に掲げる項目に該当する場合は、点数欄に掲げる点数を減じるものとする。

※4、6及び7について、直営に加えて他者への請負により実施する場合は、「直営」「請負」の点数をそれぞれ半分とする。

※市町村長からの推薦や不適正な森林施業に関する情報が複数の場合も点数欄に掲げる点数とする。